

# 国別障害関連情報 パレスチナ自治区

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当地域関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性についてJICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
パレスチナ自治区  
目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	6
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	12
2-4. 障害関連施策の状況.....	13
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 .....	31
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	32
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	32
3. 障害関連団体の活動概況.....	35
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	35
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	35
4. 参考資料 .....	37

図表目次

図 1 障害者の健康保険へのアクセス (%) (2017) .....	14
図 2 年齢別の障害児者の就学率 (%) .....	17
図 3 障害のある児童・生徒 (6-17 歳) の就学にかかる性別統計 (%) .....	21
図 4 地域別の障害者の就労状況 (15-59 歳) (2017) .....	23
図 5 被雇用障害者の経済活動 (%) .....	23
表 1-1 パレスチナの障害者統計：人口・住宅・施設統計調査 (2017) .....	3
表 1-2 機能障害種類別・地区別統計 (%) (2017) .....	4
表 1-3 機能障害別及び年齢別統計 (%) (2017) .....	4
表 1-4 行政区別の障害児・者がいる世帯の比率 (%) (2017) .....	5
表 2-1 パレスチナの障害関連担当機関 .....	7
表 2-2 必要とされる自助具及び支援機器とそれらを必要とする障害者数 (%) ...	15
表 2-3 インクルーシブ教育促進活動に従事する現地 NGO .....	18
表 2-4 パレスチナの特別支援学校 .....	19
表 2-5 サービスを受けた障害児の障害種類別・地区別統計 (人) .....	25

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of Children	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
EIFL	Electric Information for Library	図書館電子情報
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	食糧農業機関
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NAD	Norwegian Association of Disabled	ノルウェイ障害者協会
NCS	National Standing Committee	国家常任委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
UN	United Nations	国連
UNDESA	Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPF	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency	国連難民救済事業機関
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的的所有権機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標

一人当たりの GDP <sup>1</sup>	3,347.00 米ドル	2018 年
-------------------------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比） <sup>2</sup>	10.40 %	2015 年
教育（対 GDP 比） <sup>3</sup>	5.25 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比） <sup>4</sup>	5.63 %	2015 年

### 人口

総人口 <sup>5</sup>	5,101,000 人	2020 年
男性人口比率	50.7 %	2020 年
女性人口比率	49.3 %	2020 年
都市人口比率 <sup>6</sup>	77.0 %	2017 年
農村人口比率	15.0 %	2017 年
難民キャンプ人口比率	8.0 %	2017 年
出生時平均余命（全体） <sup>7</sup>	74.1 歳	2019 年
男性	72.9 歳	2019 年
女性	75.2 歳	2019 年

### 保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
新生児死亡率（1,000 人当たり） <sup>8</sup>	11 人	2019 年

### 教育

教育制度 <sup>9</sup>		2015 年
初等教育年数	10 年	
義務教育年数	10 年	
成人識字率（全体）	97 %	2018 年
男性	99 %	2018 年
女性	96 %	2018 年

<sup>1</sup> <http://data.un.org/Data.aspx?d=SNAAMA&f=grID%3A101%3BcurrID%3AUSD%3BpcFlag%3A1%3BcrID%3A275>（参照 2021-01-06）

<sup>2</sup> [https://www.un.org/unispal/wp-content/uploads/2018/12/EUROCOMRPT\\_191218.pdf](https://www.un.org/unispal/wp-content/uploads/2018/12/EUROCOMRPT_191218.pdf)（参照 2021-01-06）

<sup>3</sup> [https://www.theglobaleconomy.com/Palestine/Education\\_spending/](https://www.theglobaleconomy.com/Palestine/Education_spending/)（参照 2021-01-06）

<sup>4</sup> <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-06）

<sup>5</sup> <https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/>（参照 2021-01-06）

<sup>6</sup> [http://www.pcbs.gov.ps/portals/\\_pcbs/PressRelease/Press\\_En\\_2-10-2018-Housing-en.pdf](http://www.pcbs.gov.ps/portals/_pcbs/PressRelease/Press_En_2-10-2018-Housing-en.pdf)（参照 2021-01-06）

<sup>7</sup> [http://www.pcbs.gov.ps/portals/\\_pcbs/PressRelease/Press\\_En\\_ElderlyE2019.pdf](http://www.pcbs.gov.ps/portals/_pcbs/PressRelease/Press_En_ElderlyE2019.pdf)（参照 2021-01-06）

<sup>8</sup> <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-06）

<sup>9</sup> パレスチナの教育制度は、初等教育 10 年（前期 4 年、後期 6 年）、中等教育 2 年、高等教育 1～4 年である。  
（<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12268884.pdf>（参照 2021-01-06））

就学率 <sup>10</sup>		
初等教育（総就学率）		
全体	99 %	2018 年
男子	98 %	2019 年
女子	98 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	89 %	2018 年
男子	87 %	2019 年
女子	95 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	44 %	2018 年
男子	33 %	2019 年
女子	54 %	2019 年

#### 雇用<sup>11</sup>

失業率（全体）	26.1 %	2020 年
男性	22.4 %	
女性	40.6 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

パレスチナは、障害者権利法（1999）（Rights of Persons with Disabilities Act）において、障害者を「非障害者と同じ状況での生活において必要となる能力を制限する程度に、先天性か否かに関わらず、永続的にすべてのもしくは部分的に彼の（his）感覚や身体、精神（psychological）または知的（mental）な能力のいずれかに影響を与える機能障害（disability）に苦しんでいる（suffering）人」と定義している。

パレスチナ自治政府は、この定義が国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）と矛盾している点について、障害者権利委員会へ提出する自治政府による報告書（以下、「自治政府による報告」）<sup>12</sup>において述べており、障害者にサービスを提供する際、また、計画・プログラムを策定する際にこの矛盾が問題を生んでいると明記している。なお、障害者権利法（1999）の施行規則（2004）における機能障害の分類は、①運動障害、②感覚障害、③精神障害、④知的障害、⑤二重障害（dual disability）、

<sup>10</sup> <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-06）

<sup>11</sup> <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-06）

<sup>12</sup> 本稿の執筆に当たっては、複数のソースからの情報入手が困難であり、パレスチナ自治政府による報告に基づいてまとめたものが大部分を占めている。したがって記載されている情報は、パレスチナ自治政府の政治的立場に依拠している可能性がある。

⑥重複障害<sup>13</sup>、となっている。

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況<sup>14</sup>

パレスチナ中央統計局（以下、「統計局」）は社会開発庁と連携して、1997年と2007年に実施された全域調査に基づいて、障害統計情報を収集することを目的とした初の専門調査を2011年に実施した。同調査の実施に先立ち、計画・準備段階では、多くの利害関係者（多くが障害者や障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）の代表者）が参加する諮問グループが発足した。また、専門的なワークショップを開催し、サービス向上のためのデータや指標の必要性を満たすための調査票の改善について議論した。同調査結果には、性別、年齢、障害の原因、居住地域、自助具及び支援機器の利用、日常生活における困難の程度、障害に対する一般的及び社会的態度、公共交通機関や民間交通機関へのアクセス度合、障害者のニーズに配慮した環境整備の程度等のデータが含まれている。また、全域調査による障害に関するデータは公表されている。2017年には、パレスチナの一般人口・住宅・施設調査が実施され、障害者数を障害の程度／困難度別に集計した統計が作成された。この全域調査は、西岸地区とガザ地区の両方を対象としている。

統計局と社会開発庁の連携による調査（2011）<sup>15</sup>から、「やや難しい」「非常に難しい」「全くできない」の3段階による障害程度区分が採用されている。最新の統計である人口・住宅・施設統計調査（2017）<sup>16</sup>によれば、これらの3段階のいずれかの該当者を障害者と定義することを「広義の定義」としている。広義の定義に基づく障害者率は西岸地区では5.1%、ガザ地区では6.8%であり、両区における障害者率平均は5.8%であった。また、「非常に難しい」「全くできない」の2段階のいずれかの該当者を障害者と定義することを「狭義の定義」としており、その場合には、西岸地区では1.8%、ガザ地区では2.6%であり、両地区における障害者率平均は2.1%（男性2.9%、女性2.5%）であった。人口・住宅・施設統計調査（2017）における結果を以下の表に示す。

表 1-1 パレスチナの障害者統計：人口・住宅・施設統計調査（2017）

	男女合計	男性	女性
障害者数	255,244	139,590	115,634
障害者率	5.8%	6.2%	5.3%

出所：自治政府による報告

<sup>13</sup> 3種類以上の機能障害の重複、と推察される。

<sup>14</sup> 自治政府による報告に基づく。

<sup>15</sup> 自治政府による報告によれば、統計局は調査において障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットの利用を検討している。また、2017年の調査では実際に同セットが利用されている。

<sup>16</sup> 世界保健機構の障害の程度に関する調査法を採用。https://www.washingtongroup-disability.com/（参照 2021-02-10）



1-2-3. その他統計

表 1-2 は、2017 年に実施された調査によって明らかになった機能障害種類別・地区別の統計データである。また、表 1-3 は、機能障害種類別及び年齢別の統計データである。

表 1-2 機能障害種類別・地区別統計 (%) (2017)

機能障害の種類	障害の狭義の定義			障害の広義の定義		
	両地区	西岸地区	ガザ地区	両地区	西岸地区	ガザ地区
見ることの困難	0.7	0.6	0.8	2.6	2.3	3.0
聴くことの困難	0.5	0.4	0.5	1.6	1.4	1.7
移動することの困難	1.1	0.9	1.3	2.9	2.5	3.5
記憶する／集中することの困難	0.4	0.4	0.5	1.0	0.9	1.1
コミュニケーションをすることの困難	0.4	0.4	0.5	0.9	0.8	1.1
障害者比率合計	2.1	1.8	2.6	5.8	5.1	6.8

出所：統計局 (2020) <sup>17</sup>より転載

表 1-3 機能障害別及び年齢別統計 (%) (2017)

機能障害の種類	子ども (0 歳～17 歳)	大人 (18 歳以上)
見ることの困難	0.2	1.0
聴くことの困難	0.2	0.7
移動することの困難	0.4	1.7
記憶する／集中することの困難	0.3	0.5
コミュニケーションをすることの困難	0.4	0.5
障害児者比率合計	0.9	3.1

出所：統計局 (2020) <sup>18</sup>の図を基に調査チームが作成

<sup>17</sup> <http://www.pcbs.gov.ps/Downloads/book2532.pdf> (参照 2021-01-07)

<sup>18</sup> ibid

表 1-4 行政区別の障害児・者がいる世帯の比率（％）（2017）

行政区名称	障害児者世帯比率	行政区名称	障害児者世帯比率
Jericho & Al Aghwar	6.0	Qalqiliya	8.2
Ramallah & Al Bireh	6.0	Salfit	8.8
Hebron	6.8	Rafah	9.9
Bethlehem	7.2	Tulkam	10.3
Jerusalem	7.3	Gaza	10.9
Nablus	7.4	Khan Yunis	11.5
Tubas & Northern Valleys	8.0	Dier Al Balah	12.6
Jenin	8.0	North Gaza	14.5

出所：統計局（2020）の図を基に調査チームが作成

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度<sup>19</sup>

パレスチナでは、2004年に障害高等評議会（Higher Council for Persons with Disabilities）が設置され、社会開発庁（Ministry of Social Development）が所管していたが、機能はしていなかった<sup>20</sup>。2011年に障害者の権利の重要性が再認識され、同評議会が活性化し、2012年に障害主流化のための障害者分野国家戦略計画（後述）が開始された<sup>21</sup>。さらに、CRPDを批准した2014年には、庁レベルにおいてCRPDを含む「国際人権条約にかかる国家常任委員会（National Standing Committee。以下、「NCS」）」が設置されている。NCSを所管する社会開発庁が、障害関連政策の策定・実施の中心となっている。NCSは外務庁及び専門家によって運営され、多くの官庁及び関連施設がNCSメンバーになっている<sup>22</sup>。また、人権擁護独立委員会（Independent Commission for Human Rights）がオブザーバーとなっている。なお、NCSの設立に加えて、2017年にはパレスチナの法律を国際的憲章や条約と調和させるための委員会を設置しており、同委員会は法務庁が中心となっている<sup>23</sup>。NCS、障害者高等評議会、並びに人権擁護独立委員会の概要を表2-1に示す。

障害関連業務を主に担っているのは、社会開発庁である。都市部や農村部、難民キャンプにおいて疎外されたグループである、障害者、高齢者、子ども、家族、少年、学校からドロップアウトした子どもたちを対象とした社会プログラムの策定を主な取り組みとしている<sup>24</sup>。

### 2-2. 障害関連法律の詳細<sup>25</sup>

パレスチナの憲法にあたる基本法（The Basic Law）（2003年改正）（以下、「基本法」<sup>26</sup>）第9条において、「パレスチナ人は法と法廷の前に平等であり、人種、性別、肌の色、宗教、政治的見解、障害を理由にした差別があってはならない。」と定めている。障害関連の総合的な法律としては、障害者権利法（1999）及び同法の施行規則（2004）が存在しており、障害者とその能力によって許される範囲内で、他の人々と同等の権利と義務を有し、自由で尊厳のある生活とさまざまなサービスを楽しむ権利を規定している。さらに、パレスチナ自治政府が、障害者の権利の保護を確保し、法的に保障された権利へのアクセスを容易にする責任を負うことを明記している。

<sup>19</sup> 自治政府による報告に基づく。

<sup>20</sup> 自治政府による報告によれば、評議会会議は四半期ごとに開催することとなっていたが、実際には2018年までの10年間に15回の開催に留まっており、その理由として、政治状況、閣僚交代、障害者権利運動の状況、審議会の構成等の要因を挙げている。

<sup>21</sup> <http://www.emro.who.int/palestine-press-releases/2012/seminar-mainstreaming-disability-rights-in-palestinian-ministries.html>（参照 2021-01-07）

<sup>22</sup> 社会開発庁が主管し、外務庁が運営する。

<sup>23</sup> 委員会名称など詳細は不明。

<sup>24</sup> <http://mhps.ps/en/organization/ministry-of-social-development/bbachtowbs8=>（参照 2021-01-07）

<sup>25</sup> 自治政府による報告に基づく。

<sup>26</sup> 自治政府による報告、UN機関資料等では「基本法（Basic Law）」としている。

表 2-1 パレスチナの障害関連担当機関

No.	機関名称	概要（障害者関連事項）
1	国際人権条約にかかる 国家常任委員会（NCS）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割：国際憲章への加盟により生じる約束の履行を監視する。</li> <li>・NCS の決定により設立された合同小委員会が、公的機関及び市民社会組織（Civil Society Organization。以下、「CSO」）と協力して、自治政府による報告を作成している。</li> <li>・同小委員会は、統計局、保健庁、労働庁、教育・高等教育庁、運輸通信庁、地方自治庁、文化庁、通信・情報技術庁、情報庁、女性庁、法務庁、国民経済庁、警察庁、検察庁、最高司法会議、チーフ・カーディ局<sup>27</sup>、公務員局、中央選挙管理委員会、民事防衛、青少年スポーツ高等評議会、サマーキャンプ委員会、人権擁護独立委員会、国連難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency。以下、「UNRWA」）、パレスチナ難民のための収容所高等委員会等からのメンバーで構成されており、所管官庁である社会開発庁が議長を務めている。</li> </ul>
2	障害者高等評議会	<p>社会開発庁が主管しており、多くの自治政府機関及び非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）を委員としている会である。障害者の権利の実現にかかる監視、予防・リハビリテーション・保護・福祉サービスへのアクセスを保障することを役割としている。同評議会がより明確な責任のもとに効率的に所掌業務を遂行できるよう、社会開発庁から独立した組織に位置付ける案が検討されている。</p>
3	人権擁護独立委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害に関する苦情対応を目的として 1993 年大統領令に基づいて設立され、基本法 31 条においても規定されている組織。</li> <li>・独立した機関として運営されており、虐待の監視、虐待に関連する情報の文書化、苦情の受け付け、人権の保護と促進にかかる業務を担っている。</li> </ul>

出所：自治政府による報告を基に調査チームが作成

<sup>27</sup> シャリーア（イスラム）法にかかる治安判事及び裁判官を担当する自治政府機関。

法律名	障害者権利法 (Rights of Persons with Disabilities Act) <sup>28</sup> 及び 施行規則 (Implementing Regulation)
施行年	障害者権利法：1999 年 施行規則：2004 年
概要	<p>草案は社会開発庁によって準備されており、同庁が法律の所管となっている。同法は以下の章から構成されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 定義と一般原則 (さまざまなサービス享受の権利と支払いの免除及び免税、権利の保護と啓発、暴力・虐待・差別の禁止等)</li> <li>2) 特別な権利 (ケア・リハビリテーション・訓練・教育、保護者のいない重度障害者の支援、障害の程度に合わせた支援、障害者カード (Disabled Card) の発行、障害診断、公立病院とリハビリテーション施設へのアクセス保障と医療保険、早期療育、自助具・支援機器の提供、障害の予防と療法、障害者に適した教育の保障、専門職の育成、職業リハビリテーション、自治政府・非政府組織の障害者雇用枠 5% の設置、スポーツ・余暇の機会提供、障害の原因・症状・ニーズに関する啓発活動、障害の予防に関する情報普及、自治政府機関での手話の導入等)</li> <li>3) 障害者のための公的な場の整備 (障害者が移動しやすく、利用しやすい公共スペースの整備、教育・高等教育庁による全レベルの学校の環境整備、地方自治庁による既存及び新規の建物の障害者に配慮した設計対応、運輸庁による障害者が割引価格で利用できる障害者に配慮した交通機関の整備等)</li> <li>4) 最終的な原則 (本法律施行にかかる規則の策定義務、関連組織による本法律の施行の義務等)</li> </ol>

法律名	労働法 (Labour Law) <sup>29</sup>
施行年	2000 年
概要	障害者雇用割当て枠 5%を設定している。

法律名	交通法第 5 号 (Traffic Act)
施行年	2000 年
概要	障害者が自動車運転免許を取得する権利を保障している。

<sup>28</sup> <https://www.mindbank.info/item/5899> (参照 2021-01-07)

<sup>29</sup> [http://legal.pipa.ps/files/server/ENG%20Labour%20Law%20No\\_%20\(7\)%20of%202000.pdf](http://legal.pipa.ps/files/server/ENG%20Labour%20Law%20No_%20(7)%20of%202000.pdf) (参照 2021-01-07)

法律名	公衆衛生法第 20 号 (Public Health Act) <sup>30</sup>
施行年	2004 年
概要	同法第 60 条において、障害の種類や程度に応じて、障害者を含む関係者の同意を得たうえで医療行為を行う必要があることを確認している。

法律名	児童法 (Children Act) <sup>31</sup>
施行年	2004 年改正
概要	第 8 条において、障害児を地域のすべての分野において統合させる必要性について強調している。

法律名	教育法 (Education Law)
施行年	2017 年
概要	後述するインクルーシブ教育政策 (2015) と同様の内容であり、学習に困難があるもしくは障害のある児童・生徒の教育へのアクセスの保障を規定している。

世界保健機構 (World Health Organization。以下、「WHO」) 及びスウェーデンの団体 Diakonia の報告によれば、障害者権利法 (1999) は障害者の権利と保護を保障しているものの、継続的な政治的混乱や米国からの援助削減等を理由として、その実効性に疑問を呈している<sup>32</sup>。

また、自治政府による報告によれば、障害者権利法は多くの欠陥や弱点があり、その中でも最も重要なものは、説明責任の仕組みや未実施に対する罰則がないこととしている。また、同法とその他の障害者関連法の間には矛盾がある点も指摘されている。例えば、障害者権利法と雇用法は、全職員の 5%以上が障害者でなければならないと規定しているが、公務員法第 24 条では、「障害がないこと」を求めている。

パレスチナでは、CRPD との整合性を確保するために、障害者権利法 (1999) に関するレビューを行い、障害の定義の見直しを含めた CRPD と整合性のある新たな障害者法を制定する必要があると認識されており、新法案の準備にかかる作業が進められている<sup>33</sup>。また、最高裁判所は基本法 10 条の人権について拘束力がありこれを尊重すること、パレスチナの法律よりも国際条約を優先する判決を下している<sup>34</sup>。

### 【障害者政策】

障害者権利法 (1999) の所管官庁であり、NCS の議長も務める社会開発庁は、障害者を含

<sup>30</sup> <https://www.mindbank.info/item/5898> (参照 2021-01-07)

<sup>31</sup> <https://www.mindbank.info/item/5897> (参照 2021-01-07)

<sup>32</sup> <https://dsq-sds.org/article/view/6381/5244>

<sup>33</sup> 自治政府による報告では 2019 年末までに法案を成立させるとしているが、2020 年 12 月時点においても成立したという情報は見つけられない。

<sup>34</sup> 判決の具体的な情報については自治政府による報告に記載がない。

む脆弱なグループを対象として、以下のような社会保護戦略（2014-2016）及び社会開発セクター戦略（2017-2022）を策定している。

政策名	社会保護戦略（Social Protection Strategy）（2014-2016）
施行年	2014年
概要	本戦略には、障害者を含むパレスチナ社会の周縁化されたグループに関する戦略的目標が含まれている。同戦略が目指す社会保護のシステムは「予防、エンパワメント、保護」の3つを三本の柱として相互にリンクさせ、全ての障害者のために統合的で変革的なシステムを構築することで各世帯の状況を改善し、貧困、疎外、社会的排除のサイクルから彼/彼女達を引き上げることを目的としている。

政策名	社会開発セクター戦略（Social Development Sector Strategy） <sup>35</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	個人及び組織を含む地域のエンパワメントに焦点を当て、社会生活の質の向上を目指し、障害者を含む社会的弱者が尊厳ある生活と適切な仕事を享受できるように、社会的保護と基本的なサービスを提供することを明記している。 自治政府による報告は、障害者関連施設の不足、運営予算の不足、基本インフラストラクチャーの貧弱さ等を課題として挙げている。

関連する政策・計画は以下のとおりである。なお、パレスチナでは、自治政府としてだけでなく、各官庁が策定する政策・戦略・計画が存在する。

政策名	国家分野横断戦略計画（National Cross Sector Strategic Plan） <sup>36</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	障害のある女性に焦点を当て、保護施設に障害のある少女が入所する際には、より繊細に対応できるようなシステムを構築すること、家族保護にかかる事業において障害のある女性を対象とすること、暴力を受けた障害のある女性及び少女のニーズに対応した司法機関の手続き環境を整備すること等を目指している。

<sup>35</sup> <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/pal179885.pdf>（参照 2021-01-07）

<sup>36</sup> 自治政府による報告に基づく

政策名	国家幼児期発達・療育戦略（National Early Childhood Development and Intervention Strategy） <sup>37</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	教育・高等教育庁、保健庁、社会開発庁の連携により策定された戦略。発達遅れや障害のある子どもの早期発見及び療育のために、感覚的、身体的、情緒的、社会的、認知的等のすべての領域の成長と発達の継続的な監視を行い、療育サービスを提供することを目的としている。

政策名	電気通信・情報技術戦略（Telecommunication and Information Technology Strategy） <sup>38</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	特別なニーズのある人々のエンパワメントがなされるために情報技術を活用することについて明記している。

政策名	地方自治庁戦略計画（Ministry of Local Government's Sector Strategy） <sup>39</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	障害者を包摂する環境整備、アクセシビリティ改善、社会的統合を達成するための行動計画が含まれている。

政策名	文化庁戦略計画（Ministry of Culture's Strategic Plan） <sup>40</sup>
施行年	2017年－2022年
概要	障害者の関連するプログラムが含まれている。同計画においては、絵画、文学、音楽、歌、工芸品、サマーキャンプ、写生大会、個別支援、団体育成等を含む、障害者のためのさまざまな幅広い活動が含まれている。

政策名	インクルーシブ教育に関する立法決定（Legislative Decision on Inclusive Education） <sup>41</sup>
施行年	2017年
概要	障害のある子どもの教育を受ける権利を、他の子どもたちと同様に保障することを規定している。

<sup>37</sup> [https://www.unicef.org/oPt/ECD\\_National\\_Strategy\\_Proof\\_read\\_13022017\\_EN.pdf.pdf](https://www.unicef.org/oPt/ECD_National_Strategy_Proof_read_13022017_EN.pdf.pdf)（参照 2021-01-07）

<sup>38</sup> 自治政府による報告に基づく

<sup>39</sup> 自治政府による報告に基づく

<sup>40</sup> 自治政府による報告に基づく

<sup>41</sup> 自治政府による報告に基づく



政策名	インクルーシブ教育政策 (Inclusive Education Policy) <sup>42</sup>
施行年	2015 年
概要	困難、障害、ジェンダー、肌の色に関わらず児童・生徒を排除せず、個々の違いについて配慮し、個々のニーズに対応する、インクルーシブ教育を推進すると明記している。

政策名	障害者分野国家戦略計画 (National Strategic Plan of Disability Sector) <sup>43</sup>
施行年	2012 年
概要	<p>関連組織による共同作業のためのビジョンを示し、障害分野における政府の施策を方向付けるための戦略。戦略策定にかかる手続きとして、障害者と家族、CSO、自治政府組織、DPO、地域組織、人権組織、国際組織等による参加型手法を採用している。</p> <p>策定過程において、障害者高等評議会及び現地 DPO である障害者連合 (General Union of Persons with Disabilities) から各 1 名選出された障害当事者が参加した<sup>44</sup>。</p>

政策名	質の高い教育への安全で平等なアクセスにかかる政策 (Policy for Safe and Equitable Access to Quality Education) <sup>45</sup>
施行年	2012 年
概要	優先的政策として、貧困、早婚、児童労働、学業不振、障害、学習困難、法との対立、アクセス（特に疎外された地域や遠隔地）等、子どもの教育機関への入学・就学を妨げる要因に対処するためのメカニズム、プロトコル並びにシステムを開発している。なお、同政策は Save the Children の支援により策定されたものである。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

パレスチナは 2014 年に CRPD を署名・批准しており、選択議定書には 2019 年に批准している。自治政府による報告は 2019 年に提出されている。2021 年 1 月の時点でパラレルレポートの提出はみられず、総括所見は出されていない。

<sup>42</sup> <https://www.eenet.org.uk/resources/docs/English%20-%20IE%20Policy.pdf> (参照 2021-01-08)

<sup>43</sup>

[https://www.academia.edu/10347097/The\\_National\\_Strategic\\_Plan\\_of\\_the\\_Disability\\_Sector\\_in\\_the\\_Occupied\\_Palestinian\\_Territories](https://www.academia.edu/10347097/The_National_Strategic_Plan_of_the_Disability_Sector_in_the_Occupied_Palestinian_Territories) (参照 2021-01-08)

<sup>44</sup> Diakonia の資金支援により、Birzeit 大学開発学センターが素案を準備した。

<sup>45</sup> <https://resourcecentre.savethechildren.net/library/policy-safe-and-equitable-access-quality-education-targeting-marginalized-areas-and-groups> (参照 2021-01-08)

## 2-4. 障害関連施策の状況

パレスチナ自治政府は、CRPD、国連女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」）及び国連児童の権利に関する条約（UN Convention on the Rights of Children。以下、「CRC」）を含む7つの国際人権条約に2014年に批准している。

社会開発庁は障害者カード（Disabled Card）制度を導入している。国際NGOである Save the Children の支援を受け、障害者カードの利用促進を目的とした事業が実施されている。障害者カードは、障害者権利法及び施行規則第3条に基づいて義務づけられており、自治政府がカードを発行し、障害種別と程度に応じて、保健、社会、職業、教育、リハビリテーション並びに支援サービスを提供することになっている。障害者カードプログラムの実施に関する2009年の閣議決定により調査の実施と予算割当がなされ、さらに2011年の調査を受けた後の閣議決定では、12の自治政府官庁をメンバーとする全国障害者カード実施委員会を設置し、同プログラムの推進がなされた。しかしながら、政治的な背景により官庁及び組織間の連絡を取ることが難しく、ガザ地区において障害者カードは導入されていない。なお、西岸地区における同カードプログラムの実施の遅れの対策として、レバノンの経験を参考にして、まず、社会開発庁、保健庁、教育・高等教育庁を含む中核的な官庁が提供するサービスのみを実施した。

### ① リハビリテーションを含む医療サービス<sup>46</sup>

障害者権利法12条において、社会開発庁が関係組織と調整の責任をもって、障害の診断と程度の分類を含む、障害者の福祉とリハビリテーションの確保を担うとしている。また、社会開発庁と保健庁は障害の予防にかかる対策をとることを規定している。さらに、公衆衛生法は障害のある女性を含めたすべての女性について出産前後の無償の保健サービスについて保障している。

保健庁は、保健法や健康保険制度の下で、障害者に対しても他の人と同じ保健サービス（予防、治療、一般健康）を提供している。特に疎外された農村部では村の診療所または移動診療所によって保健施設、製品、サービスが、障害者が安全かつ容易に利用できるように、提供されている。また、障害者権利法の規定に基づき、保健庁はすべての公立病院において身体障害者の受け入れを可能にしている。また、地域組織及び国際組織と連携して一部の保健所において環境整備が行われている。

自治政府による報告によれば、すべての障害者に無料または妥当な費用で障害のない人と同じ品質基準の保健サービスが提供されている。このサービスの中には、性と生殖に関する健康に関する無料のサービス、感染症治療、がん治療が含まれる。一般的に、医療を受けるためには、本人による同意が必要となっているが、知的障害のある患者の場合は、本人の

<sup>46</sup> 自治政府による報告に基づく。

同意ではなく、家族の同意が必要とされている。また、保健庁では、HIV/エイズや性感染症に関する情報を十分に提供しているが、視覚障害者のための点字での情報提供は行われていない。

保健庁の医療委員会が決定した障害の程度に応じて、社会開発庁が健康保険を提供している。障害の程度が 60%以上であれば障害者健康保険の対象となる。なお、保健庁による保険制度は、知的・精神障害者についても対象としており、必要な医薬品が無料で提供されている。2017 年の調査によれば、約 90%の障害者が健康保険の対象となっていることが明らかとなった。健康保険サービスの提供元としては、自治政府（36.6%）の他に、UNRWA（37.6%）、民間機関（1.0%）、等が挙げられる。

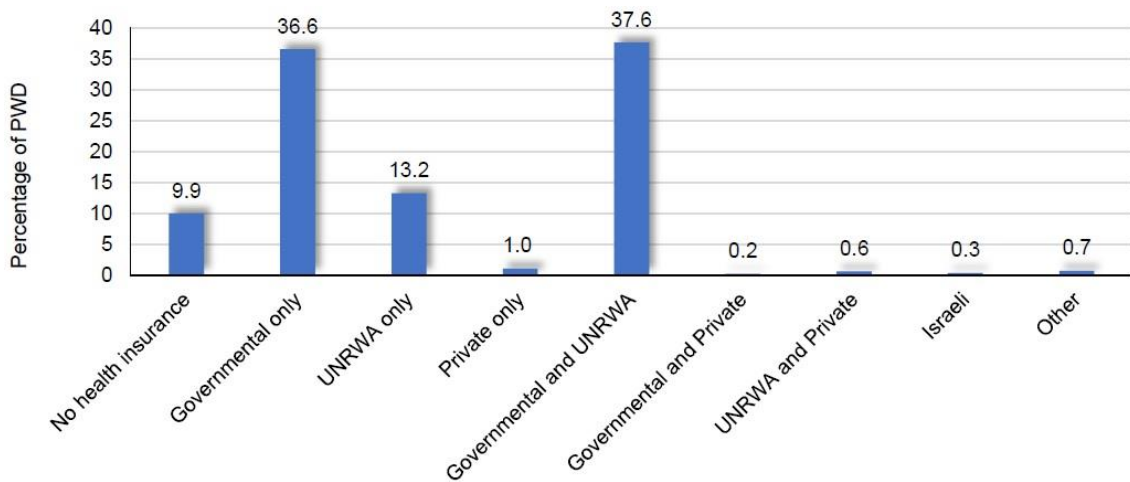


図 1 障害者の健康保険へのアクセス（%）（2017）

出所：統計局（2020）より転載

自治政府による報告は、政治的状況及びそれによる外出禁止、道路封鎖、ガザ及び西岸地区間の連携の不足等を保健庁が直面する主な課題としている。

障害予防のため、保健庁による子どもやその他の市民のための早期発見がなされており、学校保健プログラムの中にも組み込まれている。予防及び治療な介入は、フェニールケトン尿症の治療を含む、予防接種、ビタミン A 及び D サプリメント、鉄サプリメント等、1 歳まですべて無料で提供されている。なお、2011 年の調査によればパレスチナにおける障害の主な原因は、疾病とされている。

リハビリテーションは健康保険制度の下で保健庁によって提供されている。ただし、保健庁によって直接提供できない場合には、民間企業への委託がなされており、障害のある人々が、障害のない人々と同等の質の専門医療サービスを受けることができる。なお、適切な種類・価格の質の高いリハビリテーションサービスへの障害者のアクセスを確保するために、保健庁はサービス基準を整備中であり、すべての障害種別に対応できるように職員の訓練を行う計画を立てている。また、リハビリテーションサービスは都市部においてのみ利用可

能であるが、今後は都市以外の農村部においても利用可能となる。また、難民キャンプ高等委員会に併設された障害者リハビリテーション高等調整委員会による、家庭訪問プログラムにより、在宅の障害者へのサービス提供をしている。

自助具及び支援機器は、紙面による申請により自治政府から支給されるが、障害者カード制度の導入により、社会開発庁がこれらを電子化する計画が進められている。具体的には、社会開発庁による 2017 年のプログラム自助具及び支援機器提供のために 250 万新シケル<sup>48</sup>（約 7,868 万円）の予算が準備された。なお、2018 年にはサービス利用者から 1,700 件の申請を受け付け、そのうち 325 人に対して自助具及び支援機器が提供された<sup>49</sup>。2011 年の調査によれば、障害者が必要とする自助具及び支援機器は以下の表 2-2 のとおりであった。

表 2-2 必要とされる自助具及び支援機器とそれらを必要とする障害者数 (%)

必要なアイテム	障害者数 (%)	必要なアイテム	障害者数 (%)
補聴器	46.5	拡大レンズ	18.2
浴室用器具	24.0	人工内耳	14.3
車いす	23.5	視覚・感覚的警報 <sup>50</sup> (Visual and Sensory Alert)	12.5
歩行補助具	21.0		

出所：自治政府による報告を基に調査チームが作成

自治政府による報告によれば、保健庁が直面する課題としては、障害者のための特別な予算の不足、障害者、特に聴覚障害者への対応方法に関する医療関係者の訓練の不足が挙げられている。

## ② 教育<sup>51</sup>

基本法第 24 条は、すべての国民に対し、性別や障害を理由に差別することなく、少なくとも小学校の終了時までの無償の義務教育を受ける権利を保障している。児童法 (改正) 第 38 条は、教育におけるあらゆる形態の差別を撤廃するために、自治政府がすべての適切かつ効果的な措置を講じることを求めており、このため自治政府は、すべての教育機関における教育の全段階を監視し、教育水準を向上させる責任を負う。また、障害者権利法第 12 条では、障害児者の教育を受ける権利を他の者と対等な立場で保障することは、教育・高等教育庁の義務であるとしている。さらに、同法 14 条において、学校、大学、高等教育機関に

<sup>48</sup> JICA 統制レート (2020 年 12 月) : 1 新シケル=31.472 円

<sup>49</sup> 申請書は Al-Jaleel 慈善協会及び Bethlehem リハビリテーション・アラブ協会に転送され、両協会によって審査がなされた後、サービス提供対象者が決定される仕組みとなっている。

<sup>50</sup> 聴覚障害者に光や振動でアラームを知らせる機器。

<sup>51</sup> 自治政府による報告に基づく。

における障害者に配慮した環境の確保についても同庁の義務としている。なお、教育法（2017）第4条では、非行少年、暴力被害者、社会的状況による中途退学者等、児童・生徒の多様性に関わらず、教育の機会を創出することが教育・高等教育庁の重要な役割であるとしている。パレスチナではこれらの法的・制度的な枠組みが準備される前の1997年にはすでに教育・高等教育庁内部に特別支援教育・インクルーシブ教育局が設立された<sup>52</sup>。なお、同庁内に専門委員会が設置され、インクルーシブ教育政策にかかる監視を行っている。

2017年の教育法制定により、公的教育をパレスチナが加盟する国際条約に適合させることになった。なお、パレスチナは2014年のCRC批准に加えて、2018年には、教育における差別待遇の防止に関する条約にも批准している。CRCにかかる初回自治政府による報告（2019）において、障害児の人権と基本的自由について明記されている。

2015年策定のインクルーシブ教育政策は、障害のある児童・生徒・学生は公立学校に就学し、無償の教育を提供することとした。教育・高等教育庁は、重度障害のある児童・生徒の教育やリハビリテーションに関わる学校及びその他の教育機関においては、訓練を受けた職員が配置されている。同政策の策定に合わせて、2014-2015年度には、約7,552名の障害のある児童・生徒が公立学校に就学した。その内訳は、西岸地区では5,557名（男子2,967名、女子2,590名）、ガザ地区では1,997名（男子1,031名、女子946名）であった。その後、2017-2018年度においては、西岸地区における通常学校に就学している障害のある児童・生徒の数は5,171名（男子2,675名、女子2,496名）であった。そのうち、100名は全盲の児童・生徒であった。なお、ガザ地区での障害のある児童・生徒の通常学校就学者数は2,879名であった。他方で、特別支援学校や施設には重度障害（聴覚・精神障害、自閉症等を含む）のある児童・生徒がおり、その数は3,000名を超えていた。また、2011年に実施された障害者調査によれば、6歳から15歳の障害児の3人に1人、重複障害児の2人に1人は学校に通っていないとしている。障害児者の就学率について、以下の図2に示す。なお、障害のある児童・生徒の中途退学率、高等教育並びに職業教育に進学している障害のある学生に関する統計情報は存在していない。

国家幼児期発達・療育戦略（2017-2022）に基づき、社会開発庁、保健庁、教育・高等教育庁、UNRWA、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）が連携して子どもの発達に関する就学前教育プロジェクトを実施している。自治政府による報告提出時において、同政策に基づき、教育・高等教育庁所管の204以上の公立幼稚園の管理者に対して、障害のある子どもの教育に関する研修が実施された。

---

<sup>52</sup> PEER (2020)

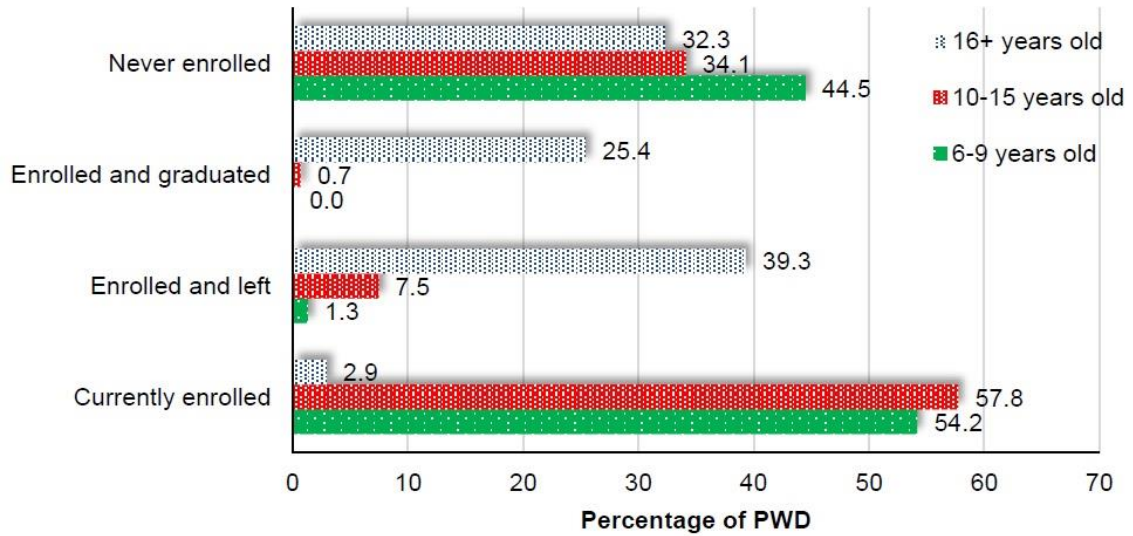


図 2 年齢別の障害児者の就学率 (%)

出所：統計局（2020）より転載

インクルーシブ教育促進のために、教育・高等教育庁はリソース・ルーム（特別支援教室）を利用する方針である。ここで言うリソース・ルームとは、通常学校内の独立した教室であり、適切な教育的補助具、ゲーム等を備えており、訓練を受けた特別支援教育教員が配置されている。障害のある児童・生徒の個々のニーズに応じて、リソース・ルームを活用する方式となっている。2017-2018 年度には 265 のリソース・ルームが設置されており、障害のある児童・生徒 3,443 名が利用していた。また、リソース・センター（特別支援教育センター）の活用も並行して行われている。リソース・センターには、理学療法士、作業療法士、言語療法士、カウンセラー、特別支援学校教員がおり、公立学校に就学している児童・生徒の評価、個別教育計画の策定、リハビリテーション及びカウンセリング計画の策定等を行っている。自治政府による報告によれば、リソース・ルームが全校・全学年において不足していることが挙げられている。

障害児のインクルーシブ教育促進のために、パレスチナ自治政府は国連 9 機関（食糧農業機関（Food and Agriculture Organization : FAO）、国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」）、UNICEF、国連人口基金（United Nations Population Fund : UNPF）、UNRWA、世界食糧計画（World Food Programme : WFP）、WHO、Special Office of UN Representative）から政策面の支援を受けている。また、同分野において現場で活動する現地 NGO の概要は以下の表 2-3 のとおりである。

表 2-3 インクルーシブ教育促進活動に従事する現地 NGO

No.	NGO 名	活動内容
1	Al-Amal School for Deaf Children	・軽度・中度知的障害児の公立・私立学校へのインクルージョンを目的としたリハビリテーションの実施 ・障害のある成人も含めたノンフォーマル教育サービスの提供
2	Al-Fajr Association	軽度・中度知的障害児の公立・私立学校へのインクルージョンを目的としたリハビリテーションの実施
3	Bethlehem Arab Society for Rehabilitation	視覚障害のある学生のためのリソース・センター開発の支援
4	Jerusalem Princess Basma Center	発達障害のある児童が全児童の 38.7%を占めるインクルーシブ教育モデル学校の運営
5	Sanabel School for Special Education	軽度・中度知的障害児の公立・私立学校へのインクルージョンを目的としたリハビリテーションの実施

出所：自治政府による報告を基に調査チームが作成

教育・高等教育庁は、特別支援教育に携わるすべての新しい教員とチームを対象に事前研修を実施している。同研修は、各年度初頭に体系的な研修コースとして行われ、その後も必要に応じて行われている。また、障害のある児童・生徒のモニタリングを行うインクルーシブ教育カウンセラーを任命している。公立学校システムに統合された障害のある児童・生徒とのコミュニケーション方法についての研修を提供するために、特別支援教育スーパーバイザーが局長レベル、インクルーシブ教育担当者が学校レベルでそれぞれ任命されている。また、特別支援教育チームが西岸地区だけで 350 チーム結成されており、このチームには教員、専門家、学校管理者が含まれている。自治政府による報告提出時の研修受講者の内訳は、特別支援教育スーパーバイザー 17 名、リソース・ルーム教員 211 名、リソース・センター専門家 10 名、インクルーシブ教育教員 53 名、指導・特別支援教育スーパーバイザー 17 名、その他のインクルーシブ教育関係者 2,203 名であった。西岸地区の通常教育、インクルーシブ教育、特別支援教育に従事するすべての自治政府職員（教員及び管理者）の数が 3 万 8,044 名であったところ、特別支援教育関連職員は全体の約 1%、特別支援教育教員は 8.7%を占めていた。自治政府による報告は、特別支援教育を専門とする教員の不足、予算の不足による外部資金によるプロジェクトへの依存、特別支援教育にかかる診断ツールに関する訓練を受けた職員の不足、学校管理者、教職員、他の児童・生徒が手話及び点字を理解していないこと等を人材面における課題として挙げている。

通常学校の数は、パレスチナにおいて 2,998 校（西岸 2,269 校、ガザ 729 校）が存在する。公立学校は 2,203 校、UNRWA 学校 370 校（ガザ 275 校、西岸 95 校）、私立学校 425 校である。障害のある児童・生徒の就学の促進のために、約 30 校を対象として環境整備がなされ

た。特別支援学校は表 2-4 に示す。

表 2-4 パレスチナの特別支援学校

学校名	対象
Al-Noor Centre for the Blind	視覚障害
Al-Amal Centre for the Blind	視覚障害
Al-Amal School for Deaf Children	聴覚障害
Atfaluna School for the Deaf	聴覚障害
Mustafa Al-Rafie School for the Deaf	聴覚障害
Shams Al-Amal School	身体障害
Future of Palestine School	脳性まひ
Sanabel School for Special Education	知的障害

出所：自治政府による報告

学校の物理的なアクセシビリティに関しては、教育・高等教育庁がいくつかの NGO（エルサレム YMCA 等）と協力して対策を講じている。パレスチナの 58.2%の学校には障害者用トイレが設置されており、51.3%の学校には車いす用スロープが設置されているが、多くの校舎が賃貸であり、かつ古い建物であるために、校舎のバリアフリー環境整備が困難であることが自治政府による報告において指摘されている。

障害のある学生への支援として、教育・高等教育庁が読み書き等を支援する人材を任命しており、自治政府、NGO、CSO と協力して補助具及び支援機器の提供についても対策をとっている。例えば、Save the Children の支援を受けて視覚障害のある学生に対して、2015 年、2017 年、2018 年の 3 年に渡り、合計 99 名にノートパソコンを提供した。その他の支援として、全盲の学生のためには宿泊施設の設置、専用のコンピュータ・ソフトウェア、数学試験の免除、授業料の免除、筆記支援や受験方法を選択できるようにする等の対策がとられている。聴覚障害のある学生に対しては、手話通訳者の手配、特定の科目の免除、専用の設備の設置等がなされている。

### ③ ジェンダーと障害<sup>53</sup>

自治政府による報告によれば、パレスチナにおいては特に障害のある女性は文化的な理由から、差別に直面している。公共生活、雇用、教育、余暇への彼女たちの参加は限られており、結婚、出産、自立生活というあらゆる分野において彼女たちを包摂し、教育と雇用の権利を享受できるようにすることを目的とした国家分野横断戦略計画（National Cross Sector Strategic Plan）（2017-2022）によって、彼女たちに対するあらゆる形態の差別をなくすこと

<sup>53</sup> 自治政府による報告に基づく。



を目指している。

パレスチナは、2014年のCEDAWへの批准後、2018年に初回自治政府による報告を提出している。同報告において、障害者権利法及び障害者高等評議会に関する記述を含め、障害のある女性及び少女に関する言及が各所にある。基本法及び障害者権利法においても、ジェンダー及び障害に関する差別禁止を含む規定がある。女性庁は、障害のある女性及び少女に焦点を当てた明確かつ具体的な対策を講じていなかった。このため、西岸地区のDPO及び女性の障害問題に関連する団体の支援によって、ジェンダーと障害の両方の問題に対応するための戦略計画策定の第一歩としてワークショップの開催等がなされ、前述の女性庁の国家分野横断戦略計画の策定に繋がった。同戦略計画においては、障害のある女性及び少女の暴力からの保護にかかる記述がみられる。これに先立って策定された、女性に対する暴力との戦いのための国家戦略（2011-2019）においても、対応する専門職員の育成、暴力被害にあった場合の人権的な基準に沿ったかたちでのシェルターの整備等、障害のある女性に対する特別な配慮が含まれている。また、知的障害のある女性及び少女に関する意識向上についても明記されている。なお、障害のある女性のエンパワメントと保護を目的として、社会開発庁に併設する形で、Mehwarセンターが設立されており、2007年から2017年までの間に、虐待を受けた障害のある女性13名（身体障害者6名、精神障害者4名、視覚障害者1名、聴覚・言語障害者2名）が保護された。

また、2018年にジェンダー公平法律委員会（Gender-Fair Legislation Committee）設置された。法務庁が同委員会委員長を務めており、その中心的な役割は、ジェンダーの視点から法律及び立法の見直し及び改正を行い、国際的な基準との整合を図ることである。法務庁は、治安部隊法（2017）及び家庭内暴力保護法（2018）を皮切りに、ジェンダーの視点から法律の見直し及び改正のための多くの研修コース及びワークショップを開催しており、警察官だけでなく、司法部門機関の関係者及びジェンダーにかかる業務を担当する職員（gender workers）を対象としている。

教育面では、教育・高等教育庁が女性庁と連携し、同庁内にジェンダー室を設置して教育関連政策、計画へのジェンダー配慮を行うような対策がとられている。しかしながら、統計局（2020）による図3が示すように、13歳以上の障害のある女子と障害のある男子の就学経験には大きな違いがある。

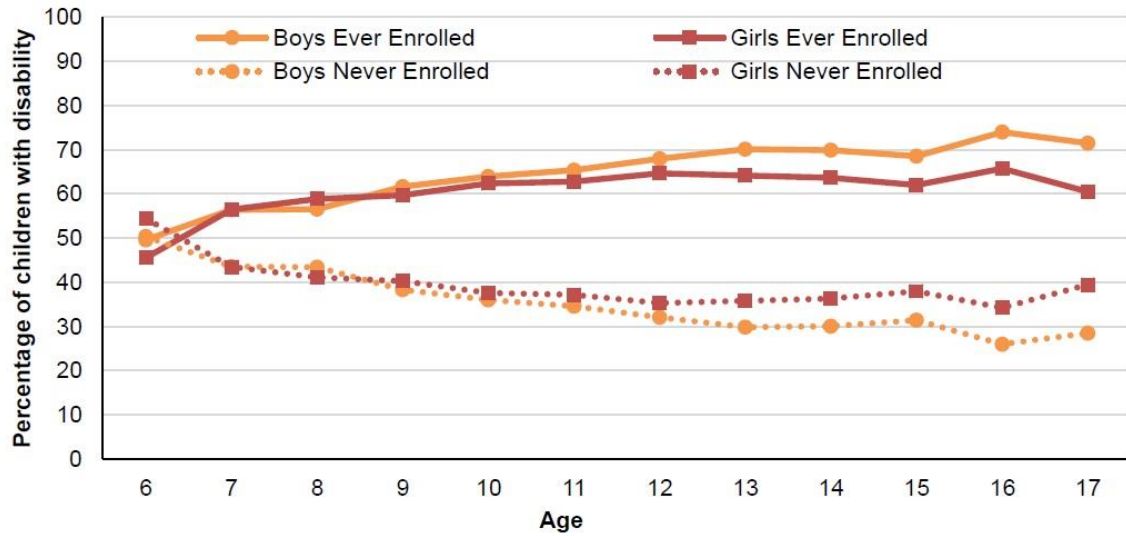


図3 障害のある児童・生徒（6-17歳）の就学にかかる性別統計（%）

統計局（2020）より転載

就労面では、一部の NGO が、障害のある女性の権利について社会全体の意識を高め、経済的エンパワメントの推進に積極的であるが、パレスチナでは、障害のある女性の雇用に対する社会的及び文化的な課題が残っている。

2011年に、保健庁長官は刑事責任を問われた知的障害のある女性への強制不妊手術を禁止した。保護施設の一部の職員が、入所条件として摘出手術を促していたことを受けて、障害者団体連合は女性団体と協力してキャンペーンを開始し、家族や医療センターが女兒をこのような虐待にさらすことを防ぐための法律の制定を当局へ訴えた。この結果、保健庁は社会開発庁と協力して、障害のある女兒の健康を保護し、刑事責任を問われて政府やその他の施設でのこのような措置を禁止するための通達第5号（2014）を大臣に発行させることに成功している<sup>54</sup>。

#### ④ 訓練・雇用、就労支援<sup>55</sup>

基本法第25条は、働く権利を保障し、働くことができる人への就労機会保障を規定している。障害者権利法10条によれば、民間及び公共部門の事業所に対し、従業員数の少なくとも5%を障害者に割り当てることを義務づけている。労働法第7号（2000）第13条においてもこの障害者雇用枠が規定されている。また、同法5条において、自治政府は障害者に対して、障害種別に応じた職業リハビリテーションを提供しなければならないと規定している。さらに、同法10条において、すべての種類の障害のある人々が働けるために、資格を持った技術職員の育成を行うこと、機会の平等に基づき、現行法に沿ったリハビリテーシ

<sup>54</sup> 自治政府による報告に基づく。

<sup>55</sup> 自治政府による報告に基づく。

ョン施設や職業訓練施設への障害者の登録の権利を確保し、彼/彼女らのための職業訓練プログラムを提供する、としている。同法施行規則第4条では、障害者の職業リハビリテーションに関連する、社会開発庁を含めた各官庁の責務を定めており、自治政府機関が十分なサービス提供ができない場合には、NGO等への委託を行うことが必要であるとしている。

その他、障害者について明記している雇用に関する法律としては、公務員法第4号(1998)がある。パレスチナ自治政府人事審議会 (General Personnel Council) は、障害を理由とする差別なく採用することを約束し、雇用条件に基づいて、他の人と同じ条件で公務職に就く機会を提供している。すべての公務員職には、学歴資格を含む雇用条件を定めた職務経歴書があり、公務員職に応募する際には、障害に関する申告は必要ない。公務員の求人は、メディアに掲載され、オンライン試験と口頭試問で選考される。仕事を求める障害者は、広告に記載されている条件を満たしていれば、公務員求人に応募することが可能となっている。給与についても他の公務員と同等の額が支払われる。公的機関における障害者の雇用については、人事審議会によって5%達成に取り組んでいる。

政策面では、労働セクター戦略計画、障害者のための戦略的枠組み、パレスチナ・ディーセント・ワーク・プログラムにおいて、雇用、職業訓練、審査、雇用保護、関連組織、賃金並びに社会保障プログラムにおける障害者のための規定を設けている。また、自治政府による報告は、労働への障害者の参加を促進するために、労働庁は、労働法と社会保障法の見直しの一環として、障害者の権利を考慮に入れて策定された障害の新しい定義を採用していると報告している。

Nablus、Hebron 並びに Halhoul の3都市にある社会開発庁が管轄する職業訓練センター<sup>56</sup>が職業リハビリテーションのサービスを提供しており、自治政府による報告時には約320名の障害者が訓練を受けていた。また、Nablus のセンターについては、重度障害者専用の施設を設立するための手続きが進行中である。また、労働庁の職業訓練センターによって21の訓練プログラムが提供されており、9センターにおいて69訓練コースが実施されている。これらの公的職業訓練センターの教員は、民間組織であるBethlehem アラブ・リハビリテーション協会の支援により訓練を受けている。

自治政府以外によるサービスとしては、パレスチナ赤新月社やBethlehem アラブ・リハビリテーション協会を含むいくつかのNGOによって提供されている。エルサレムYMCAによる、職業診断及びリハビリテーションサービスの提供、Al-Amar 成人教育センターによる聴覚障害者のための職業リハビリテーションの提供等がある。

障害者の経済的エンパワメント、社会への復帰、所得創出のために、無利子ローンの提供を行うことを目的として、2008年に社会開発庁と赤新月社との合弁事業によるエミレーツ基金が設立された。同基金による資金提供額は合計651万米ドルであり、自治政府による報告提出時までには282万米ドルが投資され、533事業が開始された。また、残りの369万米ド

<sup>56</sup> Nablus には Shekikh Khalifa Centre、Beit Ummar (Hebron 自治区)には Sheikha Fatima Centre、Halhoul には Al-Shabida Rehabilitation Centre がある。

ルについては、障害者の生計向上のための事業立ち上げにかかる、5,000～1 万米ドルの無利子ローンの提供に使用された。実績としては、2008 年から 2018 年までの 10 年間に、557 名の障害者が事業立ち上げのために基金から融資を受けた。

2017 年の調査によれば、就労している 15 歳から 59 歳の障害者の 73.1%は賃金労働者 (Wage Employee) である。そのうち、50.4%が正規雇用労働者であり、22.7%は非正規である。約 19%の就労する障害者は自営であり、約 7%が雇用者であった。また、給与収入のない家事従事障害者は 2%以下であった。詳細を図 4 に示す。

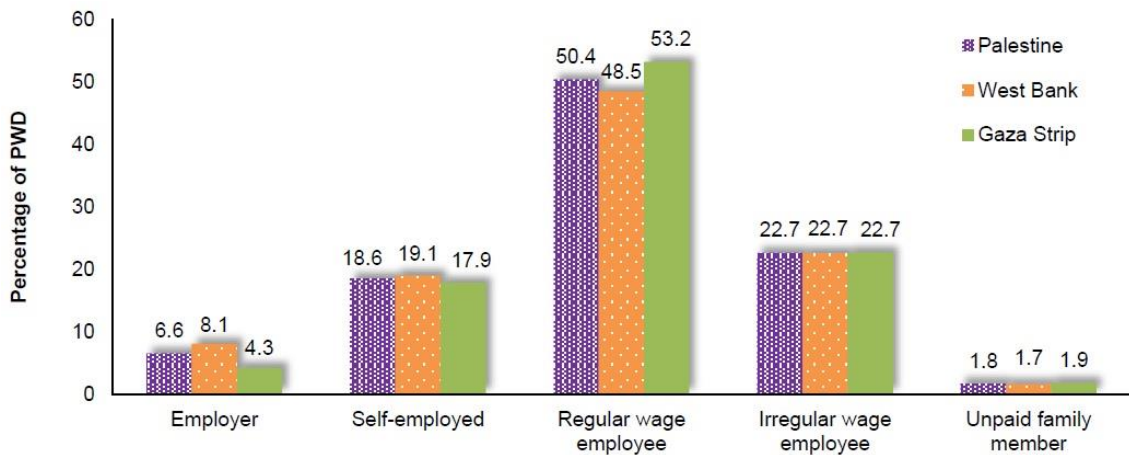


図 4 地域別の障害者の就労状況 (15-59 歳) (2017)

統計局 (2020) より転載

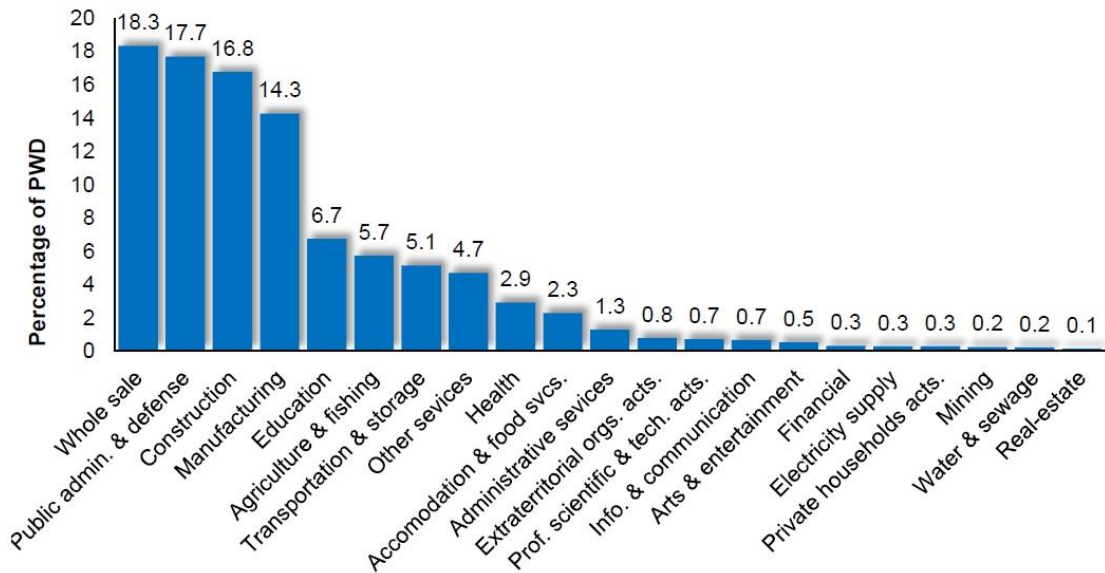


図 5 被雇用障害者の経済活動 (%)

出所：統計局 (2020) より転載

なお、被雇用障害者の多くは、卸売り業 (18.3%)、公務員と防衛関連職員 (17.7%)、建設

業（16.8%）並びに製造業（14.3%）に従事している。詳細を図5に示す。これらの雇用主としては、パレスチナ自治区内民間企業（63.1%）、自治政府公務員（20.2%）、海外民間企業（11.7%）であり、残りの5%は、地方自治体（2.5%）、UNRWA（1.1%）、NGO（1.0%）、外国政府（0.2%）、協同組合（0.2%）並びに国際機関（0.1%）であった。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス<sup>57</sup>

基本法第22条及び23条は、住宅、社会保障、障害者給付、高齢者給付を受ける権利が明記している。また、障害者権利法は、適切な生活水準を得る権利について規定しており、児童法第31条では、障害児が障害のない子どもと対等な立場で、社会的援助を受ける権利を規定している。

障害者の現状として、パレスチナにおいても貧困と障害が結び付いている。これを踏まえて、UNRWA 社会保障プログラムは、基本的な栄養ニーズを満たすことができない家族に食料を提供している。西岸地区では、2014年と2015年に約45,000人に食料を配布し、そのうち、約2,000人が障害者であった。

パレスチナ自治政府は、さまざまな現金支援プログラムの改革を行い、対象者選定及び給付計算について自治区全体で同じ基準に統一し、パレスチナ全域でプログラムを展開している。さらに、社会開発庁は、自治区内の低所得層及び疎外されたグループに関するデータベースを作成している。同庁は、国庫（Public Treasury）、欧州連合（European Union。以下、「EU」）、世界銀行が資金提供するプログラムを通じて現金支援を提供しており、1万1,116人の障害児を対象に現金援助を提供している。詳細を以下の表2-5に示す。

なお、障害者及び高齢者を対象とした現金支給について、社会開発庁の2019年度予算は、低所得層を対象とした現金支給と重複しないよう対策を講じている。この対策により、受給基準が世帯を単位として適用されていたが個人として受給することが可能となった。

地域における選択可能なサービス提供の推進として、重度障害者に提供される社会サービスの基準作りと、障害分野を専門とする官庁職員のチームの結成及び育成に重点を置いた取り組みを行っている。また、さまざまな民間団体への業務委託により、障害者サービスが提供されており、2017年及び2018年の2年間で、1,675名の障害者がサービスを利用した。

<sup>57</sup> 自治政府による報告に基づく。

表 2-5 サービスを受けた障害児の障害種類別・地区別統計（人）

障害の種類	市	村	難民キャンプ	合計
身体障害（指の使用）	62	17	18	97
視覚障害	1,262	657	536	2,455
身体障害（動作全般）	1,062	635	380	2,077
聴覚障害	357	267	163	787
聴覚及び言語障害	442	131	113	686
知的障害及び感覚障害	430	135	176	741
精神障害	946	394	342	1,682
重複障害	1,138	521	347	2,006
言語障害	330	142	113	585
合計	6,029	2,899	2,188	11,116

出所：自治政府による報告 別添資料

聴覚障害者のコミュニケーションについては、障害者権利法 11 条によって政府機関における手話通訳の利用の必要性が確認されており、同法施行規則では、社会開発庁が政府機関と協力して対策をとることが明記されている。法務庁は聴覚障害者の権利として手話通訳をおくことを義務としている。また、Kadoorie 大学<sup>58</sup>における認定を受けた手話コース、及び、Birzeit 大学<sup>59</sup>における手話コースがそれぞれ実施されている。また、パレスチナ赤新月社等の NGO が、ボランティア、地域活動家、職員たちのために毎年数十回の手話コースを実施している。その他、パレスチナ放送局による、現地聴覚障害 DPO との連携による手話ニュース速報が毎日放送されることになっている。

視覚障害者及び聴覚障害者を対象としたサービスとしては、障害者権利法第 7 条において、銀行サービスの提供方法を説明したガイドライン作成が求められている。すべての銀行員に対して適切な訓練を行い、各支店に少なくとも 1 名は手話の訓練を受けていなければならないとしている。また、販促用パンフレット等については点字印刷する事が求められている。これらの対策について監視する役割がパレスチナ通貨局 (Palestine Monetary Authority) によって担われており、実施されていない場合は罰金が課される。

パレスチナ自治政府は情報通信技術 (Information and Communication Technology。以下、「ICT」) 全般について電気通信・情報技術戦略 (Telecommunication and Information Technology Strategy) (2017-2022) を策定している。同戦略は、特別なニーズのある人々のエンパワメントを図るために情報技術を利用し、障害者のための ICT の開発について関連組織と協力し、また、障害者を雇用市場に統合させるようなデザインとすること、と明記している。

<sup>58</sup> 1930 年に開校した西岸地区にある公立農業系技術大学。

<sup>59</sup> 1975 年に大学に昇格した西岸地区にある私立大学であり、社会開発庁に慈善団体として登録されている。

障害者が暴力を受けた場合の政府の対策として、被害者を保護後、状況を監視するために調査委員会が設置され、同委員会が今後の措置について勧告を提出し、必要に応じて罰則を課すという流れとなっている。まなほ、検察庁、家族保護警察（Family Protection Police）においても障害者の権利を保護するための訓練の実施や運用ガイドラインを策定している。

障害者の権利にかかる啓発については、セミナーやワークショップの開催に加えて、パレスチナ公共放送による障害者の権利の説明にかかる放送時間枠を設ける等の対応がなされている。例えば、障害者を考慮して設計された交通法を守ることの重要性を強調する広告を放送している。

基本法及び障害者権利法において、障害者の政治参加の権利が保障されており、中央選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」）が総選挙法に基づき障害者に必要なすべての支援を提供している。また、選挙に関する法律第 9 号（2005）、総選挙に関する立法決定第 1 号（2007）においては、障害者の投票権について明記している。2005 年の大統領選挙及び 2006 年の立法評議会選挙においても障害者の投票のための措置がとられている。具体的な対策として、現地 DPO の支援による選挙管理委員会職員に対する研修の実施、視覚障害のある投票者のニーズに合わせた投票所の整備等が挙げられる。このような対策の結果、2017 年の地方選挙では、1 万 8,607 名の選挙登録した障害者のうち、1 万 382 名（約 56%）が投票した。

障害のある難民のための UNRWA プログラムの下で提供されたサービスには、自宅の改造や建物の合理的な改造、支援装置の提供、言語療法、理学療法、作業療法、聴力療法、家庭訪問、特別教育施設、自習プログラム、介護者の能力開発、障害者を専門施設に移せるようにするための財政支援、UNRWA プログラム内での障害者の保護などが含まれていた。しかし、このプログラムは、政府機関による予算削減のために中断されている。キャンプ高等委員会（Higher Committee on Camps）は、障害者のニーズに確実に応えるために、住居や施設を改造するスキームを実施している。同プログラムは UNRWA と家族からの寄付金に資金を依存している。なお、社会開発庁と協力して作成された統計局の 2011 年の報告書には、障害者のアクセシビリティに関する統計が示されている。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー

障害者権利法及び施行規則にはバリアフリーに関する規定が定められており、すべての人々が利用できるように建物、施設、店舗、市場、職場、専用駐車場、バス停等の整備が義務付けられている。これらの整備は、社会開発庁、労働庁、運輸通信庁、地方自治庁が責任を負っている。地方自治庁の技術者は、障害者が自由に移動でき、施設の利用できるように、障害児者に配慮した環境整備の重要性について研修を受けており、技術者協会が作成した施設ガイドを参考としている。また、地方公共団体の建築規制に関する閣議決定第 6 号（2011）第 94 条は、公共建築物、商業施設、集合住宅、オフィスビルは障害者のニーズに合った設

計とすることを定めており、入口や通路は所管委員会の定める仕様に合わせなければならない。

ただし、自治政府による報告によって指摘されている課題としては、設計の詳細について規定がないため、今後はこれらを規定する必要性が挙げられている。この対策として、建築基準法の草案が準備されようとしていたが、米国のドナーによる資金提供の取り下げにより準備作業が中断した。

障害者の環境整備、アクセシビリティ、社会的統合を達成するために設計された行動計画は、地方自治庁の戦略計画（2017-2022）に盛り込まれている。同庁はまた、2015年から2017年までの戦略計画に障害問題を盛り込んでおり、同様に環境的な調整、アクセシビリティ、障害者の社会的統合を達成しようとしている。

また、パレスチナの交通分野の法律を監視する高等交通審議会は、地方自治庁と連携して、公共の場や新旧の建物について、障害者のニーズを満たす工学的及び建設的条件や仕様を決定している。さらに、障害者による利用を容易にするための舗装、公共の駐車場の具体的な仕様を定めている。また、運輸交通庁は、既存及び新規駐車スペースにおける障害者専用スペースの設置、学校、大学、企業、事務所、サービスセンターにおけるスロープの設置を計画している。

移動に困難のある障害者用の車両は、アクセスを容易にし、地域社会に積極的に参加することを可能にするために、税関の免税を受けることができる<sup>60</sup>ことが閣議決定24号（2006）により規定されている。免税措置を受けた障害者の数は2007年から2018年7月末までの期間で合計6,596名であった。また、障害者を対象とした自動車の運転指導のためにいくらかの練習用車両が導入されている。障害者の自動車免許取得の権利は交通法第5号（2000）及び同法施行規則（改正）によって保障されている。これらの自治政府による対策の結果、運輸通信庁には2,694台の障害者のための車両が登録されている。統計局による2011年の調査によれば、全障害者の76.4%（西岸地区75.5%、ガザ地区78.1%）が公共交通機関を利用していないが、その理由として基本的インフラストラクチャーが不足しているからであるとしている。なお、移動にかかる障害者割引のため、社会開発庁がカードシステムを導入して割引チケットを発行できるような準備を進めている。

移動の自由及び交通サービスに関する障害者の権利の啓発について、運輸通信庁は印刷資料及び視聴覚資料による啓発、ウェブサイト及びメールマガジンによる啓発、及び2016年から2018年までの間に西岸地区の学校向けの啓発プログラムを実施した。

校舎や学校のアクセシビリティに関しては、教育・高等教育庁は、1997年のインクルーシブ教育概念の導入以来進められてきた統合の過程における障壁を解消に向けて取り組んでおり、大多数の学校（約58%）が障害のある児童・生徒を受け入れるように環境整備がなされた。

<sup>60</sup> ただし、「聴覚機能及び上半身の機能を有しており、視覚及び知的障害がないこと」という条件付きである。



その他、裁判所を含む所有する建物の約 64%が障害者にとってアクセシブルとなっており、スロープ、エレベーター並びに障害者用トイレが設置されている。更生・リハビリテーションセンターにおいては障害のある受刑者への対応方法に関する専門訓練が実施されており<sup>61</sup>、対応方法に関する特別マニュアルが作成されている。また、聴覚障害のある受刑者への対応として、2018 年には 7 名の刑務所職員に対して特別な手話訓練が行われている。パレスチナ市民警察についても、警察官を対象に業務指針及び障害のある女性と少女に関する研修（16 名受講）、警察一般研修プログラムへの障害者への配慮の盛り込みに関する研修（19 名受講）、障害問題に関する研修（17 名受講）等を実施してきた。なお、商品や製品のユニバーサル・デザイン化は、国民経済庁の担当となる。

地方におけるバリアフリー環境整備について、地方自治庁は、西岸地区中央部及び南部地域の地域に根ざしたリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」）プログラムの実施主体である NGO との間で協定を締結している。さらに、地方自治庁の支援の下、西岸地区では地方自治体との間で 150 の協定が結ばれている。また、同庁は、障害者連合との協定の下、西岸地区 16 棟、ガザ地区 19 棟の自治体建物の環境整備を行うことになっている。

## ・防災

民事防衛法第 3 号（Civil Defense Act No.3）（1998）は、パレスチナの人々が、災害や危機を含むあらゆる原因による危険や脅威から保護され、安全に生活する権利を保障しており、その責任を民間防衛局（General Directorate of Civil Defense）に委任している。同局は、毎年、障害者を含むさまざまなグループの人々を対象に約 5,000 回の訓練コースを実施し、危機の認識を高め、さまざまな種類の事件、特に避難や救助活動にどのように対処するかについての知識を提供している。また、緊急時や危機時に障害者が保護されるように、緊急時対応計画を作成している。

民間防衛局による年次報告書によれば、火災事故において最も危険にさらされているのは子ども、高齢者、障害者であり、これらの人々を対象に民間防衛プログラムが重点的に行われている。プログラムには、朝のラジオメッセージやソーシャル・メディアでの短い動画が含まれ、手話通訳とともに放送されている。2018 年には、障害者連合は、同局と協力して、公共の安全と災害や危険からの保護に関する指示のリストを作成している。

自治政府による報告によれば、イスラエルによる占領下においてパレスチナ人は広範な虐待にさらされているが、パレスチナ赤新月社及び他のいくつかの組織は、障害者を含むパレスチナの民間人を保護するための措置を講じている。赤新月社の支部やセンターが、危険な時に障害者に安全な避難所を提供や、緊急時や避難時等にどのように行動するかについて訓練を提供している。

<sup>61</sup> 2017 年から 2018 年の上半期までの間に 286 名の職員が研修を受講した。

近年、赤新月社は、防災・減災のためのプログラムに障害者を含めるようになった。さらに、武力紛争の状況下では、赤新月社の旗を掲げることで、赤新月の支部やセンターは国際法の下で保護された場所として扱われる権利を与えられている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績<sup>62</sup>

<p>日本政府</p>	<p>【技術協力プロジェクト（障害に特化した取り組み）】 母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ1（2005-2008）及びフェーズ2（2008-2012）</p> <p>【技術協力プロジェクト（障害主流化を組み込んだ取り組み）】 パレスチナ難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ1（2016-2019）及びフェーズ2（2020-2024）</p> <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャル・インクルージョンによる障害者支援プロジェクト（2014-2017）</li> <li>・ 聴覚障害の早期発見と支援事業（2014）</li> <li>・ ガザ地区における聴覚障害児童及び危険地帯居住事業に対する心理社会的ケア事業（2013-2015）</li> </ul>
<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」） パレスチナを対象としたディーセント・ワークプログラム（2018-2022）を実施しており、この中に障害者が含まれている。</li> <li>・ 国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights。以下、「OHCHR」） コロナ禍における障害者への配慮にかかる合同ガイドライン作成。</li> <li>・ (障害者の権利促進のための) UN パートナーシップ UN7 機関（ILO、OHCHR、UNDESA<sup>63</sup>、UNDP、UNICEF、UNRWA 並びに WHO）、政府、DPO 並びに市民組織の連携による障害者の権利促進にかかるさまざまな事業。</li> <li>・ UNDP UN ウィメンとの連携により障害児及び家族のニーズに合わせた家族・少年保護ユニットの改修支援。</li> <li>・ UNESCO 万人のための教育の達成に向けて、教育・高等教育庁に対する継続的な支援。 スウェーデンの団体 Diakonia、ノルウェイの団体 Norwegian Association of Disabled（以下、「NAD」）と共に、インクルーシブ教育促進のためにパレス</li> </ul>

<sup>62</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、政府報告、各組織のウェブサイト情報を基に記載。

<sup>63</sup> 国連経済社会局（United Nations Department of Economic and Social Affairs: UNDESA）

	<p>チナ教育庁を支援（1997）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UNHCR 自治政府による報告作成にかかる技術支援。</li> <li>・ UNICEF インクルーシブ教育のために、教員向けの研修及び技術的な支援。 障害児・発達障害児に対する早期発見・療育改善計画の実施（日本政府が約450万ドルを拠出）。 自治政府による報告作成にかかる技術支援。</li> <li>・ UNODC（United Nations Office on Drugs and Crime） 更生・リハビリテーションセンターにおける障害のある受刑者のための医療ニーズを満たすための診療室の改修及び機材供与。</li> <li>・ UNRWA パレスチナ難民のためのインクルーシブ教育等の支援。</li> <li>・ 世界銀行 社会開発庁による障害児者を対象とした現金支給事業における支援。</li> <li>・ WHO CBR プログラム実施支援。 障害者高等評議会に関する評価を実施。</li> </ul> <p>【二国間援助機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU パートナー組織を通して、障害児者関連プロジェクトにかかる社会開発庁への支援を実施。</li> </ul> <p>【国際 NGO】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Diakonia 及び NAD 1990 年代初頭からパレスチナの障害者の権利にかかるさまざまな事業として、特に、政策面及び CBR 関連事業の支援。EU による資金支援。</li> <li>・ Save the Children <ul style="list-style-type: none"> <li>- 質の高い教育への安全で平等なアクセスにかかる政策の策定にかかる教育・高等教育庁への支援（2012）</li> <li>- 子どもの苦情受付制度にかかる人権擁護独立委員会への支援（2016）</li> <li>- 障害問題啓発にかかる支援（2018）</li> </ul> </li> <li>・ 赤新月社 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障害者の経済的エンパワメントにかかる支援（2008）</li> <li>- 手話コースの実施</li> </ul> </li> <li>・ その他 ActionAid、Care International、World Vision 等がコロナ禍における障害者への支援を実施している。</li> </ul>
--	---

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

パレスチナにおける CBR は、1990 年に CBR に関する会議が開催された後に、中央リハビリテーション国家委員会 (Central National Committee for Rehabilitation) が中心となって、自治区各地でパイロット事業が始まったことに端を発している<sup>64</sup>。同事業は WHO の支援の下、5 つの地域委員会 (Nablus、Jenin、南部地区、中央地区、並びにガザ地区) において NGO 計 23 組織が地域レベルでの活動していた。その後、国連総会によって採択された障害者の機会均等化に関する標準規則 (1993) に基づいて、CBR はパレスチナ自治政府の戦略として採用されることになったが、その事業の大半は NGO の主導によるものであった。

CBR プロジェクトは自治区内半分以上の地域にまで拡大し、リハビリテーションサービスのほとんどはコミュニティレベルにおいて提供されている。地域レベルにおいては 140 以上の機関及び組織がリハビリテーションサービスを提供しており、自治政府レベルでは専門的なサービスを提供している。

自治政府による報告によれば、UNRWA の地域リハビリテーションセンター高等調整委員会に併設された地域委員会 (Local Committee) は、CBR の概念のすべての要素を採用し、地域の状況・課題・ニーズに基づいた地域密着型リハビリテーションの考え方を適用している。同委員会の目的は以下のとおりである。

- ・生活のあらゆる分野における障害者の社会的・職業的・機能的リハビリテーション
- ・障害者が日常生活で必要とするプログラムやサービスの提供
- ・障害の早期発見・診断
- ・障害者のための必需品や支援機器の提供
- ・障害児の療育から、公立学校制度への統合
- ・障害者が必要な技能を習得できるようにするための職業訓練コースの提供

地方自治庁が CBR 関連機関との連携を全地域に拡大し、リハビリテーション職員を 87 人に増員し、その給与の一部を同庁が所管する地方公共団体の予算で賄っている。

パレスチナの CBR プログラムについては、第 1 回 CBR 世界会議 (2015) において NAD が活動するパレスチナ、ウガンダ並びにマラウイにかかる報告をしている<sup>65</sup>。同報告によれば、ウガンダやマラウイに比べてパレスチナの CBR プログラムでは、英語だけでなくアラビア語の文書、資料並びに報告 (CBR ガイドライン等を含む) が利用可能であり、これによって 2005 年以来、事業評価に障害当事者が参加している点で、好事例とされている。

<sup>64</sup> Diakonia & NAD (2004)及び [https://www.researchgate.net/publication/233343030\\_Impact\\_of\\_Community-Based\\_Rehabilitation\\_Programmes\\_The\\_Case\\_of\\_Palestine](https://www.researchgate.net/publication/233343030_Impact_of_Community-Based_Rehabilitation_Programmes_The_Case_of_Palestine) (参照 2021-01-13)

<sup>65</sup> <https://afri-can.org/wp-content/uploads/2015/10/NADs-paper-to-the-1st-CBR-World-Congress.pdf> (参照 2021-01-13)

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

パレスチナ自治政府はマラケシュ条約に署名・批准していない。また、世界知的財産機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）にも加盟していないが、WIPOの認定オブザーバーとなっている<sup>66</sup>。自治政府による報告によれば、障害者はあらゆる種類の文化的資料にアクセスすることができ、文化庁においては、さまざまな短編・長編小説を点字で印刷しており、毎年その数は増加している。自治政府による報告は、マラケシュ条約に基づいて、視覚障害者が点字で転写された印刷物や音声形式に変換された印刷物を楽しむ権利や、教育機関や図書館のための例外を含め、著作権と関連する権利についての法案が起草されていると報告している。

民間セクターでは、図書館電子情報財団（Electronic Information for Libraries 以下、「EIFL」）が、マラケシュ条約に関して、全盲、視覚障害者及び印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセス促進のためにパレスチナの図書館との協力がなされている<sup>67</sup>。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

パレスチナにおいては2020年3月初旬に西岸地区で4名の感染報告があつて以来、全域規模の非常事態宣言を発令し、ロックダウンが実施された<sup>68</sup>。なお、WHOによれば<sup>69</sup>、パレスチナでは2021年1月6日時点で新型コロナウイルス感染者累計は16万2,322名（西岸地区11万8,578名、ガザ地区4万3,744名）であり、死者数累計は1,663名であった。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、5つの機関・団体<sup>70</sup>から回答に加えて、自治政府、UN機関並びにNGO等のウェブ情報を参考にして、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

社会開発庁は、人権擁護独立委員会及びOHCHRとともに合同ガイダンス<sup>71</sup>を発表している。同ガイダンスによれば、3月の非常事態宣言において、移動制限、隔離、社会的距離を置くことを含む多くの予防措置が講じられたとしている。これらの措置については、基本法及び国際的な人権条約に沿うことが義務であるとしている。また、パレスチナ全土における移動制限により、障害者はより脆弱な状況に陥っているとしている。例えば、障害者の医療、教育、労働市場へのアクセスの障壁が大きくなっている。これらを踏まえたうえで、同ガイ

<sup>66</sup> <https://www.wipo.int/about-wipo/en/observers/>（参照 2021-01-12）

<sup>67</sup> [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/wipo\\_cr\\_mow\\_17/wipo\\_cr\\_mow\\_17\\_topic\\_5\\_c.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/wipo_cr_mow_17/wipo_cr_mow_17_topic_5_c.pdf)（参照 2021-01-12）

<sup>68</sup> UNFPA (2020)

<sup>69</sup> <https://covid19.who.int/region/emro/country/ps>（参照 2021-01-12）

<sup>70</sup> Ministry of Social Development, Palestinian Union For Deaf, Annahda Women Association, Star Mountain Rehabilitation Center, QADER for Community Development

<sup>71</sup>

[https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/ohchr\\_opt\\_guidance\\_note\\_persons\\_with\\_disabilities\\_and\\_covid19.pdf](https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/ohchr_opt_guidance_note_persons_with_disabilities_and_covid19.pdf)（参照 2021-01-13）

ダンスは「CRPD 第 11 条への準拠」「障害者の意思決定への意味のある参加」「障害者の施設・サービスへのアクセス」「情報へのアクセス」「障害児の教育とリハビリテーション」「障害者の保護対策と苦情受付のメカニズム」「検疫及び隔離施設における障害者への配慮」「精神保健、心理学的・社会的健康」について提言をまとめている。

保健庁<sup>72</sup>によれば、2020 年に実施した保健医療施設にかかる開発事業は 5,200 万米ドルであり、新型コロナウイルスに対して十分な予防と安全対策が採られたことで、外科手術等についても中断されずに実施された。また、ガザ地区では、コロナ禍における病院の安全確保の対策を取り、基本的な保健サービスを提供している。

クウェート政府が WHO を通して 2021 年 1 月 5 日に PCR 検査 6 万回分のキットをガザ地区における新型コロナウイルス検査支援のために提供するなど、保健庁の職員に対する訓練等も含めた支援が継続的になされている<sup>73</sup>。また、個人防護具 (Personal Protective Equipment) 及び手指の消毒液の施設への提供が、現地 DPO・NGO (World Vision、Care International 等) 及び UN 機関 (UNICEF 等) によってなされているが、パレスチナ自治政府によるこれらの提供がなかったことが指摘されている<sup>74</sup>。また、保健関連では、保健医療関係者を対象とした訓練の実施、CBR センターとの連携による障害のあるパレスチナ難民を対象としたサービスの継続的提供等がなされている。UNRWA は障害のあるパレスチナ難民に対して食料や現金の支給を行った<sup>75</sup>。UNICEF による児童保護に視点を置いたニーズアセスメント調査<sup>76</sup>の実施等、さまざまな支援活動が実施されている。その他、国際 NGO である ActionAid<sup>77</sup>による支援機器の提供、障害のある女性の経済的エンパワメント、権利擁護等を含むさまざまな活動が実施されている。

## ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNRWA<sup>78</sup>の報告によれば、パレスチナ難民に対する保健サービスの提供停止により、自具及び支援機器の配布及びメンテナンスが困難になったとしている。また、医療用品及びサービスの不足等を経験している。DPO は、すべての障害者への健康保険の適用について強く主張している<sup>79</sup>。また、聴覚障害者団体は、保健サービスを受ける際に手話通訳の支援がないと回答している。

<sup>72</sup> <http://www.moh.gov.ps/portal/moh-implements-development-projects-with-52-usd-during-2020/>、<http://www.moh.gov.ps/portal/moh-gaza-more-than-49-thousand-surgical-operations-during-2020/>、並びに、<http://www.moh.gov.ps/portal/moh-gaza-more-than-one-million-and-139-thousand-citizens-visited-the-emergency-departments-of-gazas-hospitals-in-2020/> (参照 2021-01-13)

<sup>73</sup> WHO EMRO website (<http://www.emro.who.int/countries/pse/index.html>) (参照 2021-01-13)

<sup>74</sup> IDA (International Disability Alliance) (2020)

<sup>75</sup> [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/covid-19\\_march-july\\_progress\\_report\\_final\\_17112020.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/covid-19_march-july_progress_report_final_17112020.pdf) (参照 2021-01-13)

<sup>76</sup> <https://www.unicef.org/sop/media/1476/file/COVID-19%20Protection%20Needs%20Identification%20and%20Analysis%20in%20the%20State%20of%20Palestine.pdf> (参照 2021-01-13)

<sup>77</sup> <https://palestine.actionaid.org/news/2020/actionaid-palestine-support-people-disabilities-during-covid-19-crisis> (参照 2021-01-13)

<sup>78</sup> [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/unrwa\\_disability\\_inclusion\\_report\\_2020\\_final.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/unrwa_disability_inclusion_report_2020_final.pdf) (参照 2021-01-13)

<sup>79</sup> <https://www.middleeasteye.net/news/palestine-disability-protest-health-care-insurance> (参照 2021-01-13)

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

聴覚障害者団体の回答によれば、聴覚障害児者が就学する学校はすべて慈善団体によって運営されており、コロナ禍において一部で彼/彼女らに配慮したオンラインによる教育がなされている。他方、寄宿舎制の学校に就学している聴覚障害のある児童・生徒については、移動制限が問題となっている。

UNRWA<sup>80</sup>の報告によれば、パレスチナ難民に関して、多くの障害児は遠隔学習にアクセスできないとしている。このような状況を踏まえて UNRWA<sup>81</sup>は、新型コロナウイルス緊急対応教育プログラムを実施しており、UNRWA 及び提携している学校に通う 9,000 名以上の障害のある児童・生徒に対して教育的支援を提供している。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

UNRWA<sup>82</sup>の報告によれば、移動の制限が障害者にとってさまざまな障壁を生み出しているとしている。オンライン調査においても、コロナ禍の障害者の移動が困難であるという回答が目立った。

### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

UNRWA<sup>83</sup>の報告によれば、障害者のいない世帯の世帯主の 57%が仕事に就いているのに対し、障害者のいる世帯のうち世帯主が仕事に就いているのは 35%である。これは、障害者にとってサービスへのアクセスが限られていることに加えて、介助や支援を他者に依存していることが影響している。オンライン調査においても、コロナ禍の障害者の就労が困難であるという回答が目立った。

### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

聴覚障害者にとっては、手話通訳がないこと等によりコロナ禍における関連情報入手が困難な状況にある。これを踏まえて、聴覚障害者団体である Palestinian Federation of the Deaf は、手話通訳危機管理室を設置し、聴覚障害者のためのリーフレット翻訳、啓発活動等を、ソーシャル・メディアを活用して実施している。

<sup>80</sup> <https://www.middleeasteye.net/news/palestine-disability-protest-health-care-insurance> (参照 2021-01-13)

<sup>81</sup> <https://www.unrwa.org/newsroom/photos/supporting-palestine-refugee-children-disability-during-covid-19> (参照 2021-01-13)

<sup>82</sup> <https://www.unrwa.org/newsroom/photos/supporting-palestine-refugee-children-disability-during-covid-19> (参照 2021-01-13)

<sup>83</sup> <https://www.unrwa.org/newsroom/photos/supporting-palestine-refugee-children-disability-during-covid-19> (参照 2021-01-13)

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要<sup>85</sup>

団体名	概要
Al Nahda Women Association	1925年設立。性別、宗教、障害の有無に関わらず、社会的平等を促進するために、文化的、教育的、リハビリテーションプログラムを提供している。
Aswat (Palestinian Feminist Centre for Gender and Sexual Freedoms)	社会におけるジェンダーの自由にかかる活動を実施する団体。障害のある女性にかかる政府への助言を行う。
Bethlehem Arab Society for Rehabilitation	国際 NGO である Leonard Cheshire Home として 1960 年に開所して以降、障害者のための医療とリハビリテーションにかかるサービスを提供し続けている。30 年以上の CBR プログラムの実施経験を持つ。
East Jerusalem YMCA Rehabilitation Programme	1949 年設立。青少年の育成という目標を掲げる中で、障害のある青少年にかかる支援活動を実施している。
El-Amal Rehabilitation Society	1991 年設立。聴覚障害者へのサービス提供に重点を置いている。教育、リハビリテーション、権利擁護にかかる活動を実施。
Fajar (Palestinian Society for Care and Development)	1998 年設立。難民キャンプの人々、特に、低所得層、飢餓にあえぐ人々、障害者、女性、子どもを対象とした生活の質の向上のための支援を実施。
General Union of People with Disabilities	1991 年設立。障害のあるパレスチナ人の人権を擁護し、エンパワメントを目的とした団体。3.5 万人以上の会員を擁し、自治区内に 16 事務所を構える。
Jerusalem Princess Basma Center	1965 年設立。障害児を対象としたリハビリテーション、教育、啓発、権利擁護等の活動を実施。
Palestinian Medical Relief Society (PMRS)	1979 年設立。地域レベルにおける保健サービスを提供する団体。質の高い医療サービス提供について、障害者を含む最も脆弱なグループに焦点を当てている。
Palestine Red Crescent Society	1968 年設立。人々の健康と福祉分野における支援実施。2 万人以上のボランティアネットワークを有し、自治区内、自治区外（レバノン、シリア、エジプト、イラク）に 4,200 人の職員を有する。
Qader Organization for Community Development	2008 年設立。自治区内の障害者の権利擁護と保護及び、より良い福祉の促進を目的とした団体。政府への働きかけ、障害者

<sup>85</sup> 自治政府による報告及び各組織ウェブ情報に基に記載。



	の社会的・経済的な生活への参加促進として、地方自治体や高等教育機関における障害の主流化等にかかる活動を行っている。
Star Mountain Rehabilitation Center	知的障害児者に対するリハビリテーションサービスの提供、権利にかかる啓発、国際的組織との連携強化等の活動を行う。
Stars of Hope	2006年設立。障害のある女性のニーズに応え、彼女たちの権利を実現するための支援活動を実施。

自治政府による報告によれば、2015年末の時点で、ガザ地区の内務庁には1,005団体のNGO・民間組織が登録されており、そのうち、障害問題に取り組んでいたのは30団体であった。他方、UNRWAの障害者団体名簿には、西岸地区に84団体が存在し、西岸地区及びガザ地区の両地区においてNGO4組織がリハビリテーション病院を運営していることが記されている。

## 4. 参考資料

- Diakonia & NAD (2004) *Towards Inclusive Education For All in Palestine*  
<https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/ngo-evaluations/towards-inclusive-education-for-all-in-palestine.pdf> (参照 2021-01-10)
- EIFL (2015) *The Marrakesh Treaty - An EIFL guide for libraries -*  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/wipo\\_cr\\_mow\\_17/wipo\\_cr\\_mow\\_17\\_topic\\_5\\_c.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/wipo_cr_mow_17/wipo_cr_mow_17_topic_5_c.pdf) (参照 2021-01-12)
- IDA (2020) *Disability rights during the pandemic - A global report on findings of the COVID-19 Disability Rights Monitor*  
[https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability\\_rights\\_during\\_the\\_pandemic\\_report\\_web\\_pdf\\_1.pdf](https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability_rights_during_the_pandemic_report_web_pdf_1.pdf) (参照 2021-01-13)
- ILO (2018) *The Palestinian Decent Work Programme*  
[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_mas/---program/documents/genericdocument/wcms\\_629011.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_mas/---program/documents/genericdocument/wcms_629011.pdf) (参照 2021-01-13)
- NAD (2015) *A comparative overview of baseline studies on CBR documentation commissioned by the Norwegian Association of Disabled in Palestine, Uganda and Malawi*  
<https://afri-can.org/wp-content/uploads/2015/10/NADs-paper-to-the-1st-CBR-World-Congress.pdf> (参照 2021-01-13)
- State of Palestine (2019) *CRPD initial Report submitted by government of Palestine State of Palestine*, Ministry of Social Development (2017) *Social Development Strategy (2017-2022)*  
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/pal179885.pdf> (参照 2021-01-13)
- State of Palestine, Palestinian Central Bureau of Statistics (2020) *Characteristics of Individuals with Disabilities in Palestine An Analytical Study Based on the Population, Housing and Establishments Census 2007, 2017*  
<http://www.pcbs.gov.ps/Downloads/book2532.pdf> (参照2021-01-7)
- State of Palestine, Ministry of Education and Higher Education (2012) *Policy for Safe and Equitable Access to Quality Education -Targeting Marginalized Areas and Groups-*  
[https://resourcecentre.savethechildren.net/node/8212/pdf/education\\_english.pdf](https://resourcecentre.savethechildren.net/node/8212/pdf/education_english.pdf) (参照2021-01-10)
- State of Palestine, Ministry of Education and Higher Education (2015) *Palestine Inclusive Education Policy*  
<https://www.eenet.org.uk/resources/docs/English%20-%20IE%20Policy.pdf> (参照2021-01-10)
- State of Palestine, Higher Council for Persons with Disabilities (2012) *The National Strategic Plan of the Disability Sector in the Occupied Palestinian Territories For the Supreme Council of the Affairs of Persons with Disabilities*  
[https://www.academia.edu/10347097/The\\_National\\_Strategic\\_Plan\\_of\\_the\\_Disability\\_Sector\\_in\\_](https://www.academia.edu/10347097/The_National_Strategic_Plan_of_the_Disability_Sector_in_)

- the\_Occupied\_Palestinian\_Territories (参照2021-01-12)
- UNICEF (2018a) *Country Report on Out-of-school Children*  
[https://www.unicef.org/oPt/OOSC\\_SoP\\_Full\\_Report\\_EN.pdf](https://www.unicef.org/oPt/OOSC_SoP_Full_Report_EN.pdf) (参照 2021-01-10)
- UNRWA (2013) *Inclusive Education Policy*  
<https://www.unrwa.org/sites/default/files/inclusive%20education%20policy.pdf> (参照 2021-01-12)
- 日本政府 外務省 我が国の対パレスチナ支援 (2020年)  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000040724.pdf> (参照2021-01-10)
- <ウェブ情報>
- Childhood Explorer, *Inclusive Education in Palestine, a Journey for Everyone*  
<https://www.childhoodexplorer.org/inclusive-education-in-palestine> (参照 2021-01-10)
- Diakonia *Disability Rights Programme*  
<http://www.diakonia.se/en/Where-we-work/Middle-EastNorth-Africa/disability-rights-programme/> (参照 2021-01-08)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PLN&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PLN&Lang=EN) (参照 2020-12-13)
- PEER (Profiles Enhancing Education Reviews) (2020) *Information of Palestine*  
<https://education-profiles.org/northern-africa-and-western-asia/palestine/~inclusion#Laws,%20Plans,%20Policies%20and%20Programmes> (参照 2021-01-10)
- Snounu, Y. et al. (2019) *Disability, the Politics of Maiming, and Higher Education in Palestine*  
<https://dsq-sds.org/article/view/6381/5244> (参照2021-01-10)
- UNFPA (2020) *Impact of the COVID19 Outbreak and Lockdown on Family Dynamics and Domestic Violence in Palestine*  
<https://palestine.unfpa.org/en/publications/impact-covid19-outbreak-and-lockdown-family-dynamics-and-domestic-violence-palestine> (参照 2021-01-13)
- UNRWA *Inclusive Education in Palestine*  
<https://www.unrwa.org/what-we-do/inclusive-education> (参照 2021-01-12)
- WHO (2013) *Mainstreaming the rights of people with disability in Palestinian ministries*  
<http://www.emro.who.int/palestine-press-releases/2012/seminar-mainstreaming-disability-rights-in-palestinian-ministries.html> (参照 2021-01-08)
- WHO, A database of resources covering mental health, substance abuse, disability, general health, human rights and development  
[https://www.mindbank.info/collection/country/occupied\\_palestinian\\_territory/all](https://www.mindbank.info/collection/country/occupied_palestinian_territory/all) (参照 2021-01-

13)

WHO EMRO Website

<http://www.emro.who.int/countries/pse/index.html> (参照 2021-01-13)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-13)

JICA (2017) すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み

[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf)

(参照2021-01-13)

UNICEF (2018b) 学校を退学する子どもたちに関する報告書を発表

<https://www.unicef.or.jp/news/2018/0128.html> (参照2021-01-13)